



2025 年 9 月 12 日

各 位

会 社 名	株式会社芝浦電子	
代 表 者 名	代表取締役社長社長執行役員	葛西 晃
	(コード番号 6957 東証スタンダード市場)	
問 合 せ 先	執行役員経営管理部長	星ノ谷 行秀
電 話 番 号	048-615-4000	

ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

ミネベアミツミ株式会社（以下「ミネベアミツミ」といいます。）が、2025 年 5 月 2 日から実施しております当社の普通株式に対する公開買付け（以下「ミネベアミツミ公開買付け」といいます。）が 2025 年 9 月 11 日をもって終了し、ミネベアミツミよりミネベアミツミ公開買付けの結果について、添付のとおり報告を受けましたので、お知らせいたします。

以 上

（添付資料）

2025 年 9 月 12 日付「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

2025 年 9 月 12 日

各 位

会 社 名 ミネベアミツミ株式会社
代表者名 代表取締役 会長 CEO 貝沼 由久
(コード番号: 6479 東証プライム市場)
問合せ先 広報・IR 室長 小峯 康生
(TEL 03-6758-6703)

株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

ミネベアミツミ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025 年 4 月 10 日付「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」及び2025 年 5 月 1 日「株式会社芝浦電子（証券コード：6957）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（それぞれ、その後の変更及び訂正を含みます。）においてお知らせしたとおり、株式会社芝浦電子（証券コード：6957、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025 年 5 月 2 日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが 2025 年 9 月 11 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

名称 ミネベアミツミ株式会社
所在地 長野県北佐久郡御代田町大字御代田 4106 番地 73

(2) 対象者の名称

株式会社芝浦電子

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
15,015,111 (株)	7,539,900 (株)	— (株)

(注 1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者決算短信に記載された 2024 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（15,559,730 株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（483,047 株）（同日現在において BIP 信託が所有する対象者株式として対象者より報告を受けた 169,050 株を含みます。）並びに対象者取締役役に付与された譲渡制限株式（17,262 株）及び対象者の従業員持株会が有する譲渡制限株式（44,310 株）を控除した株式数になります。

(注 3) 単元未満株式についても本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って対象者の株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

①買付け等の期間

2025年5月2日（金曜日）から2025年9月11日（木曜日）まで(91 営業日)

②対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金6,200円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（7,539,900株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の数の合計（3,564,382株）が買付予定数の下限（7,539,900株）に満たないため、公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後の公開買付条件等の変更の公告及び公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、2025年9月12日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	3,564,382株	—株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券（ ）	—株	—株
株券等預託証券（ ）	—株	—株
合 計	3,564,382株	—株
（潜在株券等の数の合計）	（—株）	（—株）

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	150,410個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2025年6月17日に提出した第67期有価証券報告書（以下「対象者有価証

券報告書」といいます。)に記載された2025年3月31日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式(但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者有価証券報告書に記載された2025年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(15,559,730株)から、対象者有価証券報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(484,150株)(同日現在においてBIP信託が所有する対象者株式として対象者有価証券報告書に記載された169,050株を含みます。)を控除した株式数(15,075,580株)に係る議決権の数(150,755個)を分母として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

該当事項はありません。

②決済の開始日

該当事項はありません。

③決済の方法

該当事項はありません。

④株券等の返還方法

返還することが必要な株券等は、公開買付け期間末日の翌々営業日以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付け代理人に開設した応募株主等口座の状態に戻すことにより返還します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

該当事項はありません。

4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

ミネベアミツミ株式会社

長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73

ミネベアミツミ株式会社 東京本部

東京都港区東新橋1-9-3

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上